

令和2年中における少年非行等の概況

生活安全部

◎ 非行少年等の状況

非行少年は967人で、前年に比べ168人(14.8%)減少した。刑法犯少年は815人で190人(18.9%)減少、特別法犯少年は149人で24人(19.2%)増加した。

不良行為少年は11,182人で、前年に比べ2,348人(17.4%)減少した。

刑法犯少年（犯罪少年）の再犯者率は28.9%で、前年に比べ2.0ポイント減少した。

		非 行 少 年							不良 行為 少年	
		刑 法 犯			特 別 法 犯			ぐ犯 少年		
		犯罪 少年	触法 少年	犯罪 少年	触法 少年					
総数	2年	967	815	544	271	149	133	16	3	11,182
	元年	1,135	1,005	674	331	125	117	8	5	13,530
	増減 (%)	-168 (-14.8)	-190 (-18.9)	-130 (-19.3)	-60 (-18.1)	24 (19.2)	16 (13.7)	8 (100.0)	-2 (-40.0)	-2,348 (-17.4)
うち 女子	2年	189	161	90	71	28	25	3		3,091
	元年	198	185	104	81	13	12	1		3,760
	増減 (%)	-9 (-4.5)	-24 (-13.0)	-14 (-13.5)	-10 (-12.3)	15 (115.4)	13 (108.3)	2 (200.0)		-669 (-17.8)

※ 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

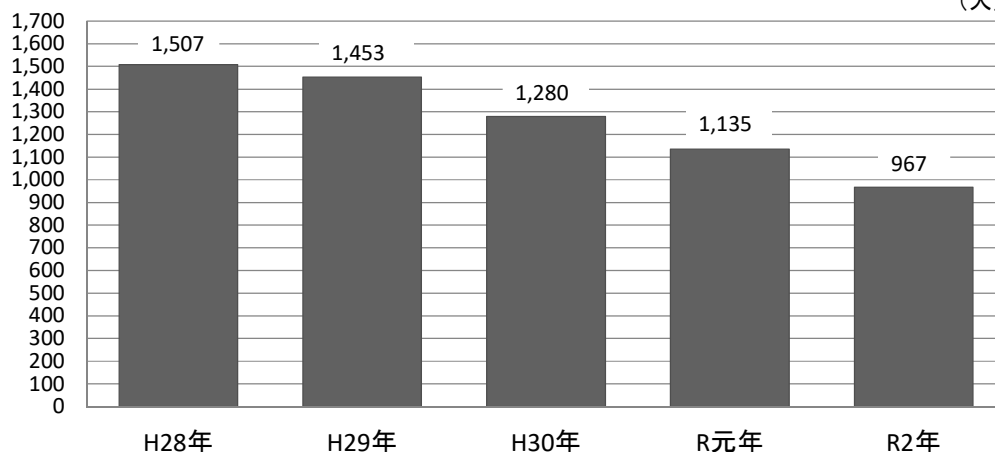
刑法犯 … 「刑法」に規定する罪（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）並びに「決闘罪二関スル件」、「暴力行為等処罰二関スル法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に規定する罪をいう。

特別法犯 … 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪（条例に規定する罪を含む。）

過去5年間の非行少年の推移(12月末対比)

(平成28年～令和2年)

(人)



○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が537人（65.9%）で、このうち万引きが358人（66.7%）と最も多い。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
			うち万引き					
2年	815	12	107	537	358	7	23	129
元年	1,005	18	160	609	430	26	27	165
増減 (%)	-190 (-18.9)	-6 (-33.3)	-53 (-33.1)	-72 (-11.8)	-72 (-16.7)	-19 (-73.1)	-4 (-14.8)	-36 (-21.8)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が229人（28.1%）、小学生が193人（23.7%）、中学生が140人（17.2%）であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職 少年	無職 少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
2年	815	610	193	140	229	48	136	69	
元年	1,005	777	214	215	286	62	164	64	
増減 (%)	-190 (-18.9)	-167 (-21.5)	-21 (-9.8)	-75 (-34.9)	-57 (-19.9)	-14 (-22.6)	-28 (-17.1)	5 (7.8)	

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、大麻取締法が34人（22.8%）と最も多い。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・ 児童ポルノ 禁止法	育成 条例	覚醒剤 取締法	大 麻 取締法	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	不正アクセス 禁止法	その他の 特別法	
2年	149	14	37	13	1	34	1	5	4	40
元年	125	14	37	18	1	17		5		33
増減 (%)	24 (19.2)	0	0	-5 (-27.8)	0	17 (100.0)	1	0	4	7 (21.2)

○ 薬物乱用少年（学職別）

学職別では、有職少年が19人（52.8%）と最も多い。

	総 数							
	未就学	児童・生徒・学生					有職 少年	無職 少年
		小学生	中学生	高校生	その他学生			
2年	36	8			4	4	19	9
元年	18	3			1	2	14	1
増減 (%)	18 (100.0)	5 (166.7)			3 (300.0)	2 (100.0)	5 (35.7)	8 (800.0)

※薬物乱用少年…大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

○ 福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は253人で、前年に比べ29人(10.3%)減少した。

	総 数						
	児 童 福 祉 法	児 童 買 春 ・ 児 童 ポ ル ノ 禁 止 法	育 成 条 例	風 俗 営 業 適 正 化 法	売 春 防 止 法	そ の 他	
2 年	253	4	112	107	9	4	17
元 年	282	6	132	124	5	1	14
増 減 (%)	-29 (-10.3)	-2 (-33.3)	-20 (-15.2)	-17 (-13.7)	4 (80.0)	3 (300.0)	3 (21.4)

○ 福祉犯の被害少年（法令別）

法令別では、青少年健全育成条例が85人（42.7%）と最も多い。

	総 数						
	児 童 福 祉 法	児 童 買 春 ・ 児 童 ポ ル ノ 禁 止 法	育 成 条 例	風 俗 営 業 適 正 化 法	売 春 防 止 法	そ の 他	
2 年	199	4	77	85	22	1	10
元 年	251	8	115	94	17	2	15
増 減 (%)	-52 (-20.7)	-4 (-50.0)	-38 (-33.0)	-9 (-9.6)	5 (29.4)	-1 (-50.0)	-5 (-33.3)

○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生114人（57.3%）、中学生46人（23.1%）、有職少年18人（9.0%）であった。

	総 数								
	未 就 学	児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生						有 職 少 年	無 職 少 年
		小 学 生	中 学 生	高 校 生	そ の 他 学 生				
2 年	199	2	167	6	46	114	1	18	12
元 年	251	22	196	8	70	118		21	12
増 減 (%)	-52 (-20.7)	-20 (-90.9)	-29 (-14.8)	-2 (-25.0)	-24 (-34.3)	-4 (-3.4)	1	-3 (-14.3)	0